

関東地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、関東地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（以下「関東地方協議会」という。）という。

（目的）

第2条 関東地方協議会は、国土交通本省において設置された建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、関東地方における行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進めるとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 関東地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入対策及び処遇改善に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 二 社会保険加入の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 三 その他関東地方協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 関東地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
- 二 建設業に関係する団体
- 三 厚生労働省 関東信越厚生局
- 四 厚生労働省 茨城労働局、栃木労働局、群馬労働局、埼玉労働局、千葉労働局、東京労働局、神奈川県労働局、山梨労働局、長野労働局
- 五 国土交通省 関東地方整備局
- 六 日本年金機構 北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部
- 七 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- 八 その他関東地方協議会が必要と認める者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

（会長）

第5条 関東地方協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、国土交通省関東地方整備局建政部長をもって充て、関東地方協議会を代表し、運営を統括する。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 副会長は、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業調整官、一般社団法人日本建設業連合会関東支部支部長、建設産業専門団体関東地区連合会会長、一般社団法人東京建設業協会会長をもって充てる。

なお、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業調整官は会長代行を兼務する。

(協議会の招集)

第7条 関東地方協議会は、会長が招集する。

2 関東地方協議会は、年1回以上開催する。

(都県ワーキンググループ)

第8条 関東地方協議会の円滑な運営に資するため、第4条第1項第7号に掲げる構成員は、社会保険の加入状況や建設業の実態等が都県ごとに異なることを踏まえ、構成員単位による情報共有、意見の交換等を通じて、社会保険加入対策の円滑な推進を図ることを目的とするワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、当該ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 関東地方協議会の事務は、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、関東地方協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 関東地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年7月25日より施行する。(平成30年2月1日一部改訂、平成30年7月 日一部改訂)